

別表六(十一)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
$\left(\begin{array}{l} \text{別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は} \\ \text{中小企業者若しくは農業協同組合等である場合} \end{array} \right)$			
試 験 研 究 費 の 額	1	円	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (6)
平 均 売 上 金 額 (別表六(十二)「10」)			調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」)
平均売上金額の10% (2) × $\frac{10}{100}$			8
<p style="text-align: center;">「12」欄</p> <p style="text-align: center;">平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第42条の4第7項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00012」</p> <p>③ 「適用額」欄：「12」欄の金額</p>			
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (3)	4		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((7)と(9)のうち少ない金額)
試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(2)}$	5		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の④」)
超 過 税 額 控 除 割 合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	6		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10) - (11)

別表六(十一) 平三十一・四・一以後終了事業年度分